# 談合情報対応マニュアル

# 第1 通則

# 1 入札談合に関する情報の把握

- (1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。
- ① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。
- ② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)の決定を受けて接触するものとする。

- (2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を契約担当役理事へ報告するとともに、様式1-1により、委員会の事務局(以下「事務局」という。) へ報告するものとする。
- (3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記(2)により対応するものとする。
- (4) 事務局は、上記(2)(上記(3)の場合を含む。)により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

#### 2 公正入札調査委員会による審議等

#### (1) 入札談合に関する情報に係る審議等

- ① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。
- ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。

- ③ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ④ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認める ときは、その旨を決定するものとする。

# (2) 工事費内訳書のチェック

- ① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 入札談合に関する情報の対象となっている案件が工事費内訳書の提出を求めることとされていないものであるときは、現に入札手続に参加している者(第1回の入札までに辞退している者を除く。)全員に対して、第1回の入札に際し(第1回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに)、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。
- ③ 上記①の職員は、提出されているすべての工事費内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書とともに事務局へ提出するものとする。

#### (3) 技術提案書のチェック

① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る技術提案内容を把握している職員をして、技術提案書をチェックさせるものとする。

なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万 全を期するものとする。

② 上記①の職員は、提出されているすべての技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった技術提案書とともに事務局へ提出するものとする。

#### (4) 事情聴取

- ① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記4(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 事情聴取の項目は委員会が決定するものとし、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、上記(2)及び(3)に基づく工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

なお、技術提案書のチェックの結果を踏まえ、入札前に事情聴取等の調査を実施しようとするときは、事情聴取項目に上記(3)に基づく技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

- ③ 委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。
- (5) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議
  - ① 委員会は、上記(2)から(4)までの結果を総合的に考慮し、入札の執行(一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。)若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否(以下「入札手続等の取扱い」という。)について審議するものとする。
- ② 委員会は下記第2の規定を踏まえて上記①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。
- (6) 審議の内容に係る記録の作成
- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② 上記①の文書(審議に用いた資料並びに工事費内訳書及び技術提案書に係る電子データを含む。)は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

#### 3 公正取引委員会及び警察庁への通報

#### (1) 通報の時期

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

# (2) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。
- ② 公正取引委員会への通報は、別紙1に定める公正取引委員会の窓口に対し、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式3-1により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式3-2により、委員会が行うものとする。

③ 警察庁への通報は、様式4-2又は様式4-4により、大臣官房文教施設 企画部施設企画課契約情報室(以下、「契約情報室」という。)が行うものと する。

そのため、委員会は、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式4-1により、その後の調査結果等に関する報告の際には様式4-3により、契約情報室へ報告するものとする。

# (3) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察庁から協力要請があったときは、事務局又は契約情報室を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 事務局及び契約情報室は、公正取引委員会又は警察庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

# 4 事情聴取の実施方法

- (1) 事情聴取の実施者
  - ① 事情聴取は、委員会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に 応じて補助者を置くことは差し支えない。
  - ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

# (2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者(競争参加資格確認申請書の提出期限の日において施設企画部長等が競争参加資格を確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。)全員に対して行うものとする。
- ② 辞退者を含む競争加入者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

# (3) 事情聴取の実施時期

① 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。

- ② 事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。
- (4) 事情聴取書の作成等
- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、公正入札調査委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。
- (5) 事務局の対応

事務局は、上記(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を 受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書及び技術提案書の チェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

# 5 契約情報室への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに 契約情報室へ様式1-1により連絡するものとする。

また、第2に定める対応をとった場合は、各段階において速やかに契約情報 室へ連絡するものとする。

# 第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

- 1 落札者決定前に談合情報を把握した場合
  - (1) 談合の事実があったと認められるときの対応
    - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき(その疑義を払拭できないときを含む。)は、国立大学法人神戸大学競争加入者心得(以下「競争加入者心得」という。)第25条を適用し、関係する競争参加者を入札に参加させず又は入札を取りやめるものとする。
    - ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
    - ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第10条の規定による通知を様式3-3よりあわせて行うものとし、契約情報室に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。

なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

(2) 談合の事実があったと認められないときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められないときは、辞退者を含む競争加入者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付した後、入札を執行するものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

# 2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

- (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、競争加入者心得第25条第11号を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
- ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入札契約適正化法第10条 の規定による通知を様式3-3によりあわせて行うものとし、契約情報室に対 しては、当該通知の写しを報告するものとする。

なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

- (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む競争加入者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該競争観入者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。
- ④ 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

# 3 契約締結後に談合情報を把握した場合

- (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
- ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入札契約適正化法第10条

の規定による通知を様式3-3によりあわせて行うものとし、契約情報室に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。

なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

- (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応
- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、辞退者を含む競争加入者全員から誓約書(別紙2)を自主的に提出させるとともに、当該競争加入者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙3)を交付するものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

# 第3 その他

- (1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。
- (2) 入札監視委員会への報告

事務局は、入札談合に関する情報の内容、公正入札調査委員会の審議の 状況、入札手続等の取扱い及び外部有識者の意見について、入札監視委 員会の定例会議へ報告するものとする。

(3) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、当該調達を所掌する課長等が対応する者とする。ただし、委員長が、状況にかんがみ、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨 げにならないよう、留意すること。

(4) 設計・コンサルティング業務への準用

本マニュアルの規定は、設計・コンサルティング業務に係る入札談合に関する情報について準用する。

# 談合情報報告書

平成 年 月 日

情	報を登	受け	たた	日時	平成	年	月	目	( )		時	分	
対	象	案	件	名									
入	札 (=	予定	<u>(</u>	日時	平成	年	月	日	( )		時	分	
情	報	提	供	者	・報道機		• 匿	名	• 7	の他			
受		信		者	・所属、	役職、	氏名	等					
情	報		手	段	• 電話	• F A	ΑX	・メ	ール・	書面	・面担	妾•	報道
情	報		内	容									
応	答	Ø	概	要									
本	件	照	会	先	・所属、	役職、	氏名	等		_	_		

※適宜、参考資料を添付すること。

# 談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成	年	月	日	(	)	時	分
対 象 案 件 名								
入札 (予定) 日時	平成	年	月	日	(	)	時	分
談合があると疑うに足 りる事実を申し出た職 員	・所属、	役職、	氏名等	<b>等</b>				
談合があると疑うに足 りる事実を得た根拠								
本件照会先	• 所属、	役職、	氏名等	争				

※適宜、参考資料を添付すること。

#### 公正入札調査委員会議事概要

対象案件名	• 対象案件名	• 発注機関	・契約方式	・入札	(予定)	日等
委員会開催日等	平成 年 (場所:	月日(	) 時	分~ )	時	分
出席委員						
審議内容(発言概要)						
委員会の結論及び理由						
審議に用いた資料	別添のと	おり				

- ※議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※持ち回りの場合は「開催日時」欄に説明を終了した日時及び持ち回りで有る旨を記載すること。
- ※「審議内容」欄には各委員の発言概要を記載すること。
- ※審議に用いた資料を別添すること。
- ※作成後、各委員(欠席委員を含む。)の署名又は記名押印により確認を受けること。

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所長 殿

> 神戸大学 当該調達を所掌する課の長

談合情報に関する資料の提出について

下記案件に係る談合情報等に関連する資料を別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 文部科学省

(別添)

・談合疑義事実報告書(又は談合狭義事実報告書)(写)

※該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所長 殿

神戸大学

当該調達を所掌する課の長

### 談合情報に関連する資料の提出について

平成 年 月 日付けで提供いたしました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供いたします。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇

(発注機関) 文部科学省

(別添)

- 1 談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書)(写)
- 2 事情聴取書(写)
- 3 工事費内訳書(写)
- 4 入札書(写)
- 5 入札調書(写)
- 6 誓約書(写)
- 7 意見書(写)
- 8 入札手続等の取扱い
- 9 その他関連資料
- \*通報の時点で添付可能な資料を添付すること

様式3-3

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所長 殿

> 神戸大学 当該調達を所掌する課の長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 10 条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書(写)
- 2 事情聴取書(写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 工事費内訳書
- 5 入札書
- 6 入札調書等(写)
- 7 入札に関する連絡 (無効、延期、取消)(該当するものにマルをすること)
- 8 その他関連資料
- 9 法律第10条に該当すると疑うに足りる事実について
- 10 本件連絡先

※該当する資料を添付すること

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課契約情報室長 殿

神戸大学 当該調達を所掌する課の長

談合情報等の把握について (報告)

下記案件に係る談合情報等を把握したので報告する。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇

(発注機関) 神戸大学

(別添)

・談合情報報告書(又は談合狭義事実報告書)(写)

※該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

警察庁刑事局操作第二課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課契約情報室長

談合情報等に関連する資料の提供について

下記条件に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇

(発注機関) 神戸大学

(別添)

・談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書)(写)

※該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課契約情報室長 殿

神戸大学 当該調達を所掌する課の長

談合情報に関する資料の送付について (追加報告)

平成 年 月 日付けで報告した下記案件に係る談合情報等について、その 後の調査の結果を別添のとおり追加報告いたします。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇 (発注機関) 神戸大学 (別添)

- 1 談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書)(写)
- 2 事情聴取書(写)
- 3 工事費内訳書(写)
- 4 入札書(写)
- 5 入札調書(写)
- 6 誓約書(写)
- 7 意見書(写)
- 8 入札手続等の取扱い
- 9 その他関連資料

<sup>\*</sup>通報の時点で添付可能な資料を添付すること。

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

警察庁刑事局操作第二課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課契約情報室長

談合情報に関する資料の提供について

平成 年 月 日付けで報告した下記案件に係る談合情報等について、その 後の調査の結果を別添のとおり追加提供します。

記

 (案件名)
 ○○○○○○

 (発注機関)
 神戸大学

(別添)

- 1 談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書)(写)
- 2 事情聴取書(写)
- 3 工事費内訳書(写)
- 4 入札書(写)
- 5 入札調書(写)
- 6 誓約書(写)
- 7 意見書(写)
- 8 入札手続等の取扱い
- 9 その他関連資料

\*通報の時点で添付可能な資料を添付すること。

# 事情聴取書

(案件名)
-------

(発注機関)

(事情聴取の実施者)

(日時・場所)

対象者の回答内容		
事情聴取項目		

(実施者の所見)	(実施者の所見)					

- ※質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること(回答内容は併記も可)。
- ※聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。
- ※事情聴取の実施者は所見を記載すること。

# 公正取引委員会の窓口

窓口	担当課	管轄区域
北海道事務所	審査第一課	北海道
東北事務所	第一審查課	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
事務総局 審査局	管理企画課 (情報管理室)	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
中部事務所	第一審査課	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿中国四国事務所	第一審査課	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 (中国支所)	第一審査課	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
近畿中国四国事務所 (中国支所)	審査課	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州事務所	第一審査課	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府 沖縄総合事務所	総務部 公正取引室	沖縄県

# 誓 約 書

平成 年 月 日

国立大学法人神戸大学契約担当役 理 事 ○ ○ ○ ○ 殿

会社名 代表者名 担当者名

今般の○○○○工事の競争入札に関し、競争加入者心得第8の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。 なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察庁に送付されても意義はありません。

### (参考) 競争加入者心得第8

- 第8 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法 律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- 注) この誓約書は、競争加入者に自筆で書かせること。

#### 本件入札に係る注意事項

平成 年 月 日

(株) ○○

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

国立大学法人神戸大学契約担当役 理 事 ○ ○ ○ ○

#### (対象案件名) ○○○○○○

本件入札について談合があったとの通報があったが、競争加入者心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、競争加入者心得第25第11号により入札は無効とする。

本件においては、各競争加入者 (辞退者を含む) から、競争加入者心得第 15 の規程に抵触する行為を行っていない旨の誓約書の提出されているため、将来、同規程に違背していたことが明らかになったときには、誓約書の提出者に対して、指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。